

事務事業評価表 平成25年度

政策 安心を感じる保健・医療・福祉の充実  
 施策 地域福祉の充実  
 基本事業 地域福祉活動の推進

事業名 **社会福祉協議会補助金**

[0102]

部名	健康福祉部	事業開始年度	- 年度	実施計画事業認定	非対象
課名	福祉課	事業終了年度	- 年度	会計区分	一般会計

事務事業の目的と成果	
対象	<p>(誰、何に対して事業を行うのか)</p> <p>社会福祉協議会</p>
意図	<p>(この事業によって対象をどのような状態にしたいのか)</p> <p>地域福祉を担う社会福祉協議会を広く市民に周知し自主自立的な活動が行われる。</p>
	<p>手段</p> <p>(事務事業の内容、やり方、手段)</p> <p>社会福祉協議会の運営費のうち、次の経費について補助する。                      基盤的なものとして、事務局人件費(全額)、事務諸費(一部)                      地域福祉を充実させる必要から、特例的に、愛のふれあい関係事業、ボランティアセンター運営費(一部)の事業費                      季節保育園運営費(人件費全額)</p>

事業量・コスト指標の推移						
区分		単位	22年度実績	23年度実績	24年度実績	25年度当初
対象指標1	一般会員数	世帯	38,984	38,786	38,645	38,966
対象指標2						
活動指標1	補助金額	千円	79,511	84,802	86,507	90,376
活動指標2						
成果指標1	社協に登録するボランティア団体数	団体	40	42	44	45
成果指標2	社協登録ボランティア団体の構成員数	人	1,554	1,557	1,546	1,560
単位コスト指標						
事業費計(A)		千円	79,511	84,802	86,507	90,376
正職員人件費(B)		千円	806	803	802	806
<b>総事業費(A)+ (B)</b>		<b>千円</b>	<b>80,317</b>	<b>85,605</b>	<b>87,309</b>	<b>91,182</b>

費用内訳	
24年度	負担金 補助及び交付金 86,507千円

## 事業を取り巻く環境変化

事業開始背景		事業を取り巻く環境変化	改正社会福祉法の施行により、15年度から社協は市とともに「地域福祉の推進」主体として位置付けられたことから、従来の市の下請け的事業展開から脱却して、主体的に住民との協働体制を築くなどにより福祉事業を実施することが求められている。一方、事業実施に必要な財源確保の困難性は今後も大きくは変わらない。
--------	--	-------------	---

## 24年度の実績による事業課の評価（7月時点）

(1)税金を使って達成する目的（対象と意図）ですか？市の役割や守備範囲にあった目的ですか？

義務的事務事業  
 妥当である  
 妥当性が低い

理由・  
 根拠は？

社会福祉法に基づく法人であり、市とともに地域福祉の担い手として位置付けられているが、法人の性格上、各種事業実施に係る自主財源確保は困難な面があることから、市がこれを支援することに妥当性がある。

(2)上位の基本事業への貢献度は大きいですか？

貢献度大きい  
 貢献度ふつう  
 貢献度小さい  
 基礎的事務事業

理由・  
 根拠は？

ボランティアの育成、支援活動については社協がその担い手となることが期待できる。

(3)計画どおりに成果はあがっていますか？計画どおりに成果がでていない理由は何ですか？

あがっている  
 どちらかといえばあがっている  
 あがらない

理由・  
 根拠は？

平成22年度からスタートした市の第2期地域福祉計画、社協の第2期地域福祉実践計画により、計画の進行管理と共に、事業の改廃が進んでいる。

(4)成果が向上する余地（可能性）は、ありますか？その理由は何ですか？

成果向上余地 大  
 成果向上余地 中  
 成果向上余地 小・なし

理由・  
 根拠は？

従来の給付的福祉サービスから脱却して、助け合いの心を育てるなど、住民の福祉意識を醸成し、協働体制を築くことで成果向上が期待される。

(5)現状の成果を落とさずにコスト（予算＋所要時間）を削減する新たな方法はありませんか？（受益者負担含む）

ある  
 ない

理由・  
 根拠は？

15年度以降においては、補助は個々の事業に対してではなく基盤的経費に対するものとなっていることから、現枠組みでの削減は困難である。